

広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十四号

広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則（昭和四十九年広島県規則第一百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県医師育成奨学金貸付規則

第一条中「中山間地域等における医療」を「県内の医療提供体制」に改め、「四年以上の」を削り、「知事がへき地医療拠点病院（へき地医療支援のために知事が別に定めるところにより指定する）」を「県内の公的医療機関等（公的医療機関）」に、「第一条の五」を「第三十一条に規定する公的医療機関をいう。以下この条において同じ。」及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人が開設する医療法第一条の五第一項に、「」又は「を」を「以下同じ。」において医師として、その業務に従事し、かつ、知事が指定する県内の」に、「（同法第三十一条に規定する公的医療機関をいう。）として指定する同法第一条の五に規定する病院又は診療所（以下「中山間地域等医療機関」を「又は県内の公的医療機関等の知事が指定する診療科（以下「指定中山間地域等公的医療機関等」に改める。

第二条第一号中「四年以上の」を削り、同条第二号中「中山間地域等医療機関」を「県内の公的医療機関等及び指定中山間地域等公的医療機関」に改める。

第三条第一項第一号中「四年以上の」及び「の場合」を削り、同項第二号中「の場合」を削る。

第四条第一項中「、第二条第二号の業務に従事する際の診療科等」を削る。

第十一条を次のように改める。

（奨学金の返還の猶予）

第十一条 知事は、奨学生が、第十二条第一項第一号から第三号まで又は第三項各号の規定による奨学金の返還の免除を受けるため、県内の公的医療機関等において従事する医師としての業務（奨学生が大学において医学に関する学科を専攻する者又は大学院において医学に関する研究科を専攻する者で大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかつたものである場合は、知事が指定する公的医療機関等において受ける臨床研修（以下「指定臨床研修」という。）を含み、その他の医療機関において受ける臨床研修及び後期研修を除く。以下「県内公的医療機関等の医師業務」という。）及び指定中山間地域等公的医療機関等において従事する医師としての業務（臨床研修及び後期研修を除く。以下「指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務」という。）に従事する計画を有するとともに、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める期間、奨学金の返還を猶予する

ものとする。

- 一 第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たす過程にあるとき。 県内の公的医療機関等の医師業務に従事した期間が奨学金の貸付けを受けた月数（第八条第一項又は第二項の規定により奨学金の貸付けを一時停止された月数を除く。以下同じ。）の一・五倍に相当する期間（以下「必要従事期間」という。）に達し、及び指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事した期間が必要従事期間（奨学生が大学において医学に関する学科を専攻する者又は大学院において医学に関する研究科を専攻する者で大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかつたものである場合で、指定臨床研修を受けるときは、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）に達するまでの期間
- 二 第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすことができない場合であつて、県内公的医療機関等の医師業務（県内公的医療機関等の医師業務に従事した期間が必要従事期間に達した場合は、指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務とする。以下この項及び第十四条第二項において同じ。）に従事しているとき。 県内公的医療機関等の医師業務に従事している期間
- 三 第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすことができない場合であつて、県内公的医療機関等の医師業務に従事していないことについてやむを得ない理由があるとき。 知事が指定する期間
- 2 知事は、前項の規定によるほか、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める期間、奨学金の返還を猶予するものとする。
 - 一 奨学金の貸付けを中止され、又は奨学金を辞退した後、大学又は大学院に在学しているとき。 大学又は大学院に在学している期間
 - 二 前項各号又は前号に掲げる場合のほか、災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金の返還が困難となつたとき。 知事が指定する期間
 - 3 前二項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、別記様式第六号による申請書を知事に提出しなければならない。
 - 4 第二項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、前項の申請書にその事実を証する書類を添えなければならない。
 - 5 第一項又は第二項の規定により奨学金の返還の猶予の承認を受けた申請の内容を変更しようとする者は、別記様式第七号による変更申請書を知事に提出しなければならない。
- 6 第四項の規定は、前項の場合に準用する。
 - 第十二条第一項各号を次のように改める。
 - 一 大学を卒業した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間（この期間が三年に満たない場合は、三年とする。次号及び第四号、第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号において同じ。）内に、必要従事期間以上県内公的医

療機関等の医師業務に従事し、かつ、その従事した期間に、必要従事期間（指定臨床研修を受ける場合は、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）以上指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事したとき。

二 大学院の課程を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、必要従事期間以上県内公的医療機関等の医師業務に従事し、かつ、その従事した期間に、必要従事期間（大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかった場合であつて、指定臨床研修を受けるときは、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）以上指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事したとき。

三 後期研修を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、必要従事期間以上県内公的医療機関等の医師業務に従事し、かつ、その従事した期間に、必要従事期間の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）以上指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事したとき。

四 大学を卒業し、又は大学院の課程を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内公的医療機関等の医師業務に従事中業務上の理由により死亡し、又は心身の故障のためその業務に従事することができなくなつたとき。

五 後期研修を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内公的医療機関等の医師業務に従事中業務上の理由により死亡し、又は心身の故障のためその業務に従事することができなくなつたとき。

第十二条第二項第二号中「卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師の免許を取得し」を「卒業し」に、「若しくは後期研修を修了し、かつ、引き続いて中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、その業務に従事中業務上以外の理由により」を「を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に」に、「その業務に従事することができなくなつたとき」を「医師としての業務に従事することができなくなつた場合であつて、前項第四号に該当しないとき」に改め、同項に次の一号を加える。

三 後期研修を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に死亡し、又は心身の故障のため医師としての業務に従事することができなくなつた場合であつて、前項第五号に該当しないとき。

第十二条第三項各号を次のように改める。

一 大学を卒業した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内公的医療機関等の医師業務に一年以上従事し、かつ、死亡又は心身の

故障以外のやむを得ないと知事が認める理由により、その従事した期間が必要従事期間に達しなかつたとき又は指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事した期間が必要従事期間（指定臨床研修を受ける場合は、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）に達しなかつたとき。

二 大学院の課程を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内公的医療機関等の医師業務に一年以上従事し、かつ、死亡又は心身の故障以外のやむを得ないと知事が認める理由により、その従事した期間が必要従事期間に達しなかつたとき又は指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事した期間が必要従事期間（大学院に入学する前に臨床研修を修了しなかつた場合であつて、指定臨床研修を受けるときは、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）に達しなかつたとき。

三 後期研修を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内公的医療機関等の医師業務に一年以上従事し、かつ、死亡又は心身の故障以外のやむを得ないと知事が認める理由により、その従事した期間が必要従事期間に達しなかつたとき又は指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事した期間が必要従事期間の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）に達しなかつたとき。

第十二条第四項第二号中「医師としてその業務に従事した期間の」を「奨学金の貸付けを受けた」に改め、「得た額」の下に「の二分の一に相当する額に、県内公的医療機関等の医師業務に従事した期間（この期間に一月に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間が〇・五月未満のときは〇・五月とする。）を必要従事期間で除して得た数（この数が一を超えるときは、一とする。）と指定中山間地域等公的医療機関等の医師業務に従事した期間（この期間に一月に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間が〇・五月未満のときは切り捨て、〇・五月以上一月未満のときは〇・五月とする。）を必要従事期間（指定臨床研修を受ける場合は、必要従事期間からその期間を減じた期間）の二分の一の期間（この期間に一年に満たない端数の期間があるときは、当該端数の期間を一年に切り上げる。）で除して得た数（この数が一を超えるときは、一とする。）の合計数を乗じて得た額」を加え、同条第五項中「医師としてその業務」を「医師としての業務」に改め、同条第六項中「別記様式第七号」を「別記様式第八号」に、「別記様式第八号」を「別記様式第九号」に改め、第一号を削り、同項第二号中「第一項第四号」を「第一項第四号又は第五号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第二項第一号又は第二号」を「第二項各号のいずれか」に改め、同号を同項第二号とする。

第十三条中「別記様式第九号」を「別記様式第十号」に改める。

第十四条第一項中「別記様式第十号」を「別記様式第十一号」に改め、同項第一号中「四

学年以上の」及び「の場合」を削り、「ちまで」を「りまで」に改め、同号へ中「中山間地域等医療機関」を「県内の公的医療機関等」に改め、同号ト中「中山間地域等医療機関」を「県内の公的医療機関等又はその診療科」に改め、同号に次のように加える。

リ イからチまでに掲げる場合のほか、知事が必要と認めたとき。

第十四条第一項第二号中「の場合」を削り、「ニまで」を「ホまで」改め、同号に次のように加える。

ホ イからニまでに掲げる場合のほか、知事が必要と認めたとき。

第十四条第二項を次のように改める。

2 県内公的医療機関等の医師業務に従事している奨学生は、奨学金の返還を完了し、又は第十二条第一項第一号から第三号まで又は第三項各号の規定により奨学金の返還の債務の免除を受けるまでは、毎年四月一日現在における業務従事の状態を同月二十日までに別記様式第十二号による報告書により知事に報告しなければならない。

第十六条中「別記様式第十二号」を「別記様式第十三号」に改める。

別記様式第一号中「中山間地域等従事医師奨学金貸付申請書」や「広島県医師育成奨学金貸付申請書」及び「中山間地域等医療機関」や「県内の公的医療機関等において医師としてその業務に従事し、かつ、広島県知事が指定する県内の中山間地域等の公的医療機関又は県内の公的医療機関等の広島県知事が指定する診療科」に改める。

別記様式第三号中「中山間地域等従事医師奨学金貸付決定通知書」や「広島県医師育成奨学金貸付決定通知書」に改める。

別記様式第五号中「中山間地域等従事医師奨学金の」や「広島県医師育成奨学金の」及び「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」や「広島県医師育成奨学金貸付規則」に改める。

別記様式第六号中「中山間地域等従事医師奨学金貸付 中止 通知書」や「中山間地域等従事医師奨学金貸付 停止 通知書」

「 広島県医師育成奨学金貸付 中止 通知書 」に改める。

別記様式第七号中「中山間地域等従事医師奨学金貸付辞退申請書」や「広島県医師育成奨学金貸付辞退申請書」に改める。

別記様式第八号中「中山間地域等従事医師奨学金返還猶予申請書」や「広島県医師育成奨学金返還猶予申請書」及び

返還猶予期間	年	月から	年	月まで	月間
	種類				
免許	取得年月日	年月日	登録番号	第号	

を

理 由	
-----	--

返 還 猶 予 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 月 間		
	県内の公的医療機関等への医師業務従事計画 期間		月
	うち指定中山間地域等公的医療機関等 への医師業務従事計画期間		月
	その他		月
	())	月
())	月	
理 由			
免許取得年月日	年 月 日	登 録 番 号	第 号

に

なお、同様方法を次のように定める。

- 注 1 「返還猶予期間」の「その他」欄は、県外の医療機関への医師業務従事、大学院への進学等の計画期間について（ ）に具体的に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 別記様式第七号を次のように定める。

様式第7号 (第11条関係)

広島県医師育成奨学金返還猶予変更申請書

年 月 日

広島県知事 様

奨 学 生 住所 氏名 (印)
 連帯保証人 住所 氏名 (印)
 連帯保証人 住所 氏名 (印)

次により、奨学金の返還の猶予の承認を受けた内容を変更したので、申請します。

貸付決定番号	第 号	貸付期間	年 月 日から 年 月 まで	年 月 間		
貸付総額	円	返還済額		円		
		返還免除額		円		
返還すべき額	円	返還猶予願額		円		
返還猶予期間	変更前	県内の公的医療機関等への医師業務従事計画期間	年 月 日から	年 月 まで		
			うち指定中山間地域等公的医療機関等への医師業務従事計画期間			
			その他			
			()			
		変更後	県内の公的医療機関等への医師業務従事計画期間	年 月 日から	年 月 まで	
				うち指定中山間地域等公的医療機関等への医師業務従事計画期間		
				その他		
				()		
				()		
				()		
変更理由						
免許取得年月日	年 月 日	登録番号	第	号		

注 1 「返還猶予期間」の「その他」欄は、県外の医療機関への医師業務従事、大学院への進学等の計画期間について () に具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第11回「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」および「広島県医師育成奨学金貸付規則」

「就業（臨床研修又は後期研修実施）場所」	
----------------------	--

を

「医師業務従事（臨床研修又は後期研修実施）等の場所」	
----------------------------	--

を

第12回「広島県医師育成奨学金貸付規則」

第11回「就業状況報告書」および「医師業務従事状況報告書」

第11回「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」および「広島県医師育成奨学金貸付規則」

を

免許種類	取得年月日		登録番号	第号
	年	月		
就業先	所在地			
就業先	名称			
就業開始年月日	年		月	日

を

証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 広島県知事 殿 就業医療機関 所在地 名称 代表者の氏名 印
----	---

医師業務従事先	所在地	
	名称	
医師業務従事開始年月日	年	月 日
証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 広島県知事 様 医師業務従事医療機関 所在地 名称 代表者の氏名 印	

を

第12回「広島県医師育成奨学金貸付規則」

別記様式第十号中「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」を「広島県医師育成奨学金貸付規則」に改め、同様式を別記様式第十一号とす。
別記様式第九号中「中山間地域等従事医師奨学金借用証書」を「広島県医師育成奨学金借用証書」とし、「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」を「広島県医師育成奨学金貸付規則」に改め、同様式を別記様式第十号とす。
別記様式第八号中

「 中山間地域等従事医師業務従事証明書

年 月 日

広島県知事 様

業務従事医療機関

「 県内の公的医療機関等
指定中山間地域等公的医療機関等 医師業務従事証明書

年 月 日

広島県知事 様

医師業務従事医療機関

「 従業医療機関

「 医師業務従事
医療機関

に

「 従業期間

「 医師業務
期間

に改め、同様式を別記様式第九号とし、同様

式の前に次の一様式を加える。

様式第 8 号 (第12条関係)

広島県医師育成奨学金返還免除申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所 氏名 (印)
 連帯保証人 住所 氏名 (印)
 連帯保証人 住所 氏名 (印)

次により奨学金の返還を免除していただきたく、関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号	第 号	貸付期間	年 月 日から 年 月 月 まで	月間
貸付総額	円	返還すべき額	円	
返還免除申請額	円			
申請理由				
卒業後又は修了後の医師業務従事状況等	年 月 日から 年 月 月 日まで (年 月 月 月 月 間)	医師業務従事医療機関等の () 名 称 及 び 診 療 科		
	年 月 日から 年 月 月 日まで (年 月 月 月 月 間)	医師業務従事医療機関等の () 名 称 及 び 診 療 科		
	年 月 日から 年 月 月 日まで (年 月 月 月 月 間)	医師業務従事医療機関等の () 名 称 及 び 診 療 科		
	年 月 日から 年 月 月 日まで (年 月 月 月 月 間)	医師業務従事医療機関等の () 名 称 及 び 診 療 科		
	年 月 日から 年 月 月 日まで (年 月 月 月 月 間)	医師業務従事医療機関等の () 名 称 及 び 診 療 科		
免許取得年月日	年 月 日	登録番号	第 号	第 号
	県内の公的医療機関等への計		月	
	指定中山間地域等公的医療機関等への計		月	
	医師業務従事月数		月	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則により貸付けの決定をした奨学金については、なお従前の例による。